

名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

#### 名古屋市規則第37号

名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第102号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（対象除外者）

第2条 条例第2条第2項第2号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 授業料の補助を受けようとする学年度の10月1日（以下「基準日」という。）において条例第2条第1項に規定する高等学校（以下「私立高等学校」という。）に在籍しない者
- (2) 私立高等学校の専攻科又は別科に在籍する者
- (3) 私立高等学校の全日制の課程に在籍する者のうち、基準日において私立高等学校に在籍する期間が通算して36月を超えるもの又は私立高等学校の

定時制の課程若しくは通信制の課程に在籍する者のうち、基準日において私立高等学校に在籍する期間が通算して48月を超えるもの

(4) 基準日において本人又はその保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）が本市の区域内に住所を有しない者

(5) 私立高等学校を設置する者（以下「設置者」という。）が愛知県の補助を受けて行う授業料減免の要件を満たしている者

(6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託され、又は同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所している者

2 授業料の補助を受けようとする学年度に、私立高等学校に在籍する者で自己の勤労に基づいて収入を得ていないもの又は自己の勤労に基づいて得た収入によって自己の主たる生計を維持していないもののうち、その保護者等（以下「非勤労生徒の保護者等」という。）の収入が失業若しくは事業若しくは業務の休廃止（授業料の補助を受けようとする学年度の初日の属する年に係るものに限る。以下「失業等」という。）により著しく減少したこと又は私立高等学校に在籍する者で自己の勤労に基づいて得た収入によって自己の主たる生計を維持しているもの（以下「勤労生徒」という。）のうち、その者の収入が失業等により著しく減少したことを原因として授業料の補助を受けようとする学年度において私立高等学校を退学し、又は除籍されたもの（以下「特例対象者」という。）における前項の規定の適用については、同項第1号中「の10月1日（以下「基準日」という。）において」とあるのは「において」と、同項第3号及び第4号中「基準日」とあるのは「在籍する期間の末日」とする。

（補助の額）

第3条 条例第3条に規定する規則で定める額は、1学年度につき次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該学年度分として設置者へ納入すべき授業料の額が当該各号に定める額に満たない場合は、その納入すべき授業料の額相当額とする。

- (1) 非勤労生徒の保護者等に係る授業料の補助を受けようとする年度分の算定基準額（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項に規定する算定基準額をいう。以下同じ。）（以下「非勤労生徒の保護者等の算定基準額」という。）又は勤労生徒のうち、その者に係る授業料の補助を受けようとする年度分の算定基準額（以下「勤労生徒の算定基準額」という。）が325,500円未満の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 私立高等学校の全日制の課程又は定時制の課程に在籍する場合  
49,800円
  - イ 私立高等学校の通信制の課程で授業料が定額をもって定められているものに在籍する場合 3,600円
  - ウ 私立高等学校の通信制の課程で生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定めるものに在籍する場合 1単位につき144円
- (2) 非勤労生徒の保護者等の算定基準額又は勤労生徒の算定基準額が325,500円以上の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 私立高等学校の全日制の課程又は定時制の課程に在籍する場合  
29,900円
  - イ 私立高等学校の通信制の課程で授業料が定額をもって定められているものに在籍する場合 2,200円
  - ウ 私立高等学校の通信制の課程で生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定めるものに在籍する場合 1単位につき88円
- 2 特例対象者における前項の規定の適用については、同項第1号中「「勤労生徒の算定基準額」という。）」とあるのは「「勤労生徒の算定基準額」という。）に12から失業等の期間（私立高等学校に在籍する期間の末日まで引き続いている期間に限る。以下同じ。）の属する月の数を減じた数を乗じ12で除した額」と、同項第2号中「勤労生徒の算定基準額」とあるのは「勤労生徒の算定基準額に12から失業等の期間の属する月の数を減じた数を乗じ12で除した額」とする。
- 3 第1項第1号ウ及び第2号ウの額の算定に当たっては、市長が別に定める

単位数を限度とする。

第1号様式別紙中

全日制・定時制区分	区 分
	全日制・定時制・通信制

を に、



については、私立高等学校の通信制の課程で生  
位数に応じて授業料の額を定めるものに在籍す  
ください。 に改める。

日本産業規格 A 4 とする。 」

第 2 号様式別紙中「(3) 在籍する学年」を 「(3) 在籍する学年  
(4) 履修科目の単位数」 に改め、

同様式注を同様式注 2 とし、同様式注に同様式注 1 として次のように加える。

- 1 2 の(4) の「履修科目の単位数」については、私立高等学校の通信制の  
課程で生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定めるものに在  
籍する場合にのみ記載してください。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則（以下「改正後規則」という。）第 3 条第 1 項の規定は、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の中欄に掲げる学年に在籍する者について適用し、同表の右欄に掲げる学年に在籍する者については、なお従前の例による。

令和 7 年度	第 1 学年及び第 2 学年	第 3 学年及び第 4 学年
令和 8 年度	第 3 学年以下の学年	第 4 学年
令和 9 年度以降	全学年	

- 3 前項の規定にかかわらず、令和 7 年度に限り、私立高等学校の定時制の課程の第 4 学年に在籍する者に対する改正後規則第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「49,800円」とあるのは「46,200円」と、「29,900円」とあるのは「27,800円」とする。
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。